

商品概要説明書

J A 交付金等つなぎ資金

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 交付金等の対象であることが明らかな方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ埼玉県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 別表に定める交付金等受領までのつなぎ資金 ※ 生活資金は対象外です。また、負債性資金の借換は不可です。
借入金額	○ 支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○ 1 年以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座に交付金等をご入金された際、お客様の同意のうえ速やかに償還することとします。 ○ 利息は原則として前払いとします。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りします。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：048－561－0002）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください）
その他	○ お申込みに際しては、当J Aにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ ご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aほくさい

J A 交付金等つなぎ資金の対象となる交付金等一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

番号	対象となる交付金	資金名称
1	畑作物の直接支払交付金	交付金等つなぎ資金（ゲタ）
2	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	交付金等つなぎ資金（ナラシ）
3	水田活用の直接支払交付金	交付金等つなぎ資金（水田活用）
4	高収益作物次期作支援交付金	交付金等つなぎ資金（高収益）